



# Destination Sustainability Report 2022

日本版持続可能な観光ガイドラインJSTS-Dに基づく  
弟子屈町のサステナビリティ調査結果

一般社団法人TESHI-COLOR

# 目次

評価メンバー及びアドバイザー-----	3
持続可能性の評価結果（概要）-----	4
SECTION A：持続可能なマネジメント（一覧）-----	5
SECTION B：社会経済のサステナビリティ（一覧）----	6
SECTION C：文化のサステナビリティ（一覧）-----	7
SECTION D：環境のサステナビリティ（一覧）-----	8
（各項目ごとのアセスメント結果）	
SECTION A：持続可能なマネジメント-----	9
SECTION B：社会経済のサステナビリティ-----	29
SECTION C：文化のサステナビリティ-----	40
SECTION D：環境のサステナビリティ-----	49

## 評価メンバー及びアドバイザー

### 評価メンバー

木名瀬 佐奈枝

一般社団法人TESHI-COLOR 代表理事  
サステナビリティ・コーディネーター

[資格または経験]

総合旅行業務取扱管理者  
北海道知事登録旅行サービス手配業  
GSTC Sustainable Tourism Training Program 修了  
Professional certificate in sustainable tourism 資格

奥村 利之

一般社団法人TESHI-COLOR 理事

[資格または経験]

GSTC Sustainable Tourism Training Program 修了

### 外部協力者

藤原 仁

てしかがえこまち推進協議会 エコツーリズム推進部会長  
(事業者及びエコツーリズムに関する項目のヒアリング)

### アドバイザー

久保 竜太

株式会社かまいしDMC サステナビリティ・コーディネーター  
観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン」アドバイザー  
\*本事業においてはアセスメント作業のサポートを担当

高山 傑

GSTC公認講師／Green Destinations審査員／TravelifeTO審査員  
国連世界観光機関APTECサステイナブルツーリズム推進センター  
委員  
観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン」策定委員及びアドバイザー  
\*本報告書内「アドバイザーからのコメント」欄を記載

# 持続可能性の評価結果

評価項目ごとの自己評価をふまえた持続可能性の達成度の判定

<b>A</b> 更新しながら適切に実施している	<b>B</b> ある	<b>C</b> 現在、準備中である
<b>D</b> 今後、準備する予定である	<b>E</b> ない	<b>N/A</b> 該当しない Not applicable

## 評価基準日の設定

- 評価は、2022年2月現在を基準日として判定を行っています。
- ただし2022年4月1日施行予定の以下の計画においては、施行予定の計画案を用いて評価を行いました。
  - ・第6次 弟子屈町総合計画 ※パブリックコメント募集時点の計画案
  - ・第2期 てしかがまち・ひと・しごと創生戦略 ※同上
  - ・弟子屈町観光振興計画
  - ・弟子屈町男女共同参画計画 ※パブリックコメント募集時点の計画案
  - ・弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 小項目の各評価（A～E）の最も低い評価点が、中項目の評価点に採用されています。

	A	B	C	D	E	N/A
A： 持続可能なマネジメント	3	3	7	2	0	1
B： 社会経済のサステナビリティ	2	2	0	1	3	0
C： 文化のサステナビリティ	3	0	1	0	3	1
D： 環境のサステナビリティ	4	3	2	1	3	2
	<b>12</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>9</b>	<b>4</b>

## SECTION A：持続可能なマネジメント

	No	項目	評価
A(a) マネジメント の組織と 枠組み	A1	デスティネーション・マネジメント（観光地経営）戦略と実行計画	C
	A2	デスティネーション・マネジメント（観光地経営）の責任	D
	A3	モニタリングと結果の公表	B
	A4	観光による負荷軽減のための財源	B
A(b) ステーク ホルダーの 参画	A5	事業者における持続可能な観光への理解促進	C
	A6	住民参加と意見聴取	C
	A7	住民意見の調査	A
	A8	観光教育	A
	A9	旅行者意見の調査	D
	A10	プロモーションと情報	C
A(c) 負荷と変化の 管理	A11	旅行者の数と活動の管理	C
	A12	計画に関する規制と開発管理	A
	A13	適切な民泊運営	N/A
	A14	気候変動への適応	C
	A15	危機管理	C
	A16	感染症対策	B

## SECTION B：社会経済のサステナビリティ

	No	項目	評価
B(a) 地域経済への 貢献	B1	観光による経済効果の測定	E
	B2	ディーセント・ワークと雇用機会	A
	B3	地域事業者の支援と公正な取引	A
B(b) 社会福祉と 負荷	B4	コミュニティへの支援	B
	B5	搾取や差別の防止	D
	B6	地権と使用権利	B
	B7	安全と治安	E
	B8	多様な受入環境整備	E

## SECTION C：文化のサステナビリティ

	No	項目	評価
C(a) 文化遺産の 保護	C1	文化遺産の保護	C
	C2	有形文化遺産	A
	C3	無形文化遺産	A
	C4	地域住民のアクセス権	N/A
	C5	知的財産	E
C(b) 文化的場所 への訪問	C6	文化遺産における旅行者の管理	A
	C7	文化遺産における旅行者のふるまい	E
	C8	観光資源の解説	E

## SECTION D：環境のサステナビリティ

	No	項目	評価
D(a) 自然遺産の 保全	D1	自然遺産	A
	D2	自然遺産における旅行者の管理	B
	D3	自然遺産における旅行者のふるまい	E
	D4	生態系の維持	A
	D5	野生生物の保護	A
	D6	動物福祉	B
D(b) 資源の マネジメント	D7	省エネルギー	E
	D8	水資源の管理	E
	D9	水質	C
D(c) 廃棄物と 排出量の 管理	D10	排水	C
	D11	廃棄物	D
	D12	温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	A
	D13	環境負荷の小さい交通	B
	D14	光害	N/A
	D15	騒音	N/A



A1 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）  
戦略と実行計画

達成度判定

C

持続可能な観光の基本理念に基づき、環境、経済、社会、文化等に関する内容を含む「日本版持続可能な観光ガイドライン」に取り組むことを明記した観光計画等があること

## 【項目】

①	観光計画等に「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に取り組むことを明記していること  （評価）明記している （根拠）観光振興計画 P16-17	A
②	観光計画等は、複数年の計画であること  （評価）2030年までの8年計画である （根拠）観光振興計画 P7対象期間	A
③	観光計画等は、定期的な見直し及び一般公表をしていること  （評価）見直しは1年ごと及び前期終了後に行っている。町HPを通じて一般公表している。 （根拠）観光振興計画 P52	A
④	観光計画等は、ステークホルダー（地域住民を含む）の参加によって策定していること  （評価）えこまち推進協議会の枠組みにおいて、ワークショップや説明会を開催している。 （根拠）資料「観光振興計画策定に関する共有会及びワークショップ参加者」	A
⑤	観光計画等に関連する取り組みの結果を公表していること  （評価）広報てしかが 2022年4月号に、観光振興計画に関する記事を掲載（※予定）。	C

## Next Step

- 「てしかが地域戦略会議」の開催
- 広報てしかがへの記事掲載

## 【アドバイザーからのコメント】

住民代表、行政、事業者などステークホルダーの参加状況をカテゴリ分けすることで公開した時に読者に分かりやすい。広報に掲載された際には、遅滞なくそのページ数とエビデンスを記載のこと。戦略と計画は準拠していることが確認された。

## SECTION A : Sustainable management 持続可能なマネジメント

A(a) Management structure and framework マネジメントの組織と枠組

### A2 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）の責任

持続可能な観光を推進する責任を担う管理組織があること

達成度判定

D

#### 【項目】

#### ① 管理組織には、持続可能な観光の推進に専念できる担当者（サステナビリティ・コーディネーター）がおり役割が定められていること

C

（評価）現状では役場からの委託業者という扱いであり、DMOの所属ではない。サステナビリティ・コーディネーターの役割は明確に定められていない。構成員がGSTCトレーニングプログラムを受講している。

#### ② 管理組織の構成員は部局横断的かつ観光地域の規模に見合ったものであること

B

（評価）現状では、組織運営に役場職員、地域おこし協力隊員、弟子屈町振興公社（DMC）職員が関わっているため、部局横断的に運営できていると判断できる。「てしかが地域戦略会議」の設置により、さらなる構成メンバーの増強が予定されている。規模については適正である。管理組織（一般社団法人摩周湖観光協会）は2022年4月に地域DMOへの登録を予定。

#### ③ 管理組織運営のための財源が確保されていること

D

（評価）観光振興計画において、独自の財源の必要性について明記されているが、現状ではまだ確保されていない

#### Next Step

- サステナビリティ・コーディネーターが部局横断的に持続可能な観光の推進を総括する仕組みの構築
- 弟子屈町独自の観光財源についての導入を具体的に進める

#### 【アドバイザーからのコメント】

コーディネーターは観光地経営や事業者としての経験があり、長期にわたって勤務が可能とする人を起用することが望ましい。また推進チームとしてより多様な部門からの参加があり、町長に直接、また町政の持続可能性に寄与する権限が与えられる役割であること。GSTC研修だけでなく、事業者向けの研修も受講していることが望ましい。

## A3 モニタリングと結果の公表

観光に起因する環境、経済、社会、文化、人権に関する課題について定期的に調査し、一般公表していること

達成度判定

B

## 【項目】

## ① 調査の仕組みを定期的に見直していること

B

(評価) ●環境に関する調査は以下が該当する。

- ・てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想で定められた定期モニタリング
- ・摩周湖の水質調査
- ・玉川大学農産研究センターによる環境調査
- ・ごみの排出量
- ・二酸化炭素排出量

●経済に関する調査は以下が該当する。

- ・弟子屈町の宿泊者数調査
- ・水のカムイ観光圏調査

●人権に関する課題の調査については、役場の「人権相談」にて行っている。[1]

●文化に関する課題の調査については、弟子屈町総合計画において行われている。

●実施中の調査の仕組みは、すべて定期的に見直ししている。

(根拠) [1] 役場人権相談

[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi\\_tetsuzuki/sumai\\_seikatsu/3/1119.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/3/1119.html)

## ② 定量化できる社会経済・文化・環境に関する目標を設定していること

A

(評価) ●社会経済に関する目標値は、観光振興計画 第5章に記載したKPIが該当する。[2]

●環境に関する目標値は、一般廃棄物処理基本計画内「ごみ処理基本計画」で、ごみ総排出量及びリサイクル率についての目標値を設定している。[3]

(本町と類似する道内町村として、就業者人口のうち「宿泊業、飲食サービス業」の就業人口が10%以上を占めるニセコ町や新得町などとの比較を行っている)

●「弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、二酸化炭素排出量の削減目標を定めている。[4]

●文化に関する課題の調査については、弟子屈町総合計画P156にて弟子屈町文化協会所属団体数のKPIを設定している。

(根拠) [2] 観光振興計画 P46 (KPI)

[3] 一般廃棄物処理基本計画 (2018年度版) ごみ処理基本計画 P64

[4] 弟子屈町温暖化対策実行計画 区域施策編 P20

### ③ 調査を定期的に行い、その結果を公表していること

B

- (評価) ●摩周湖の水質、宿泊者数、ごみ排出量、二酸化炭素排出量の調査結果は公表されている。  
[5][6][7][8]  
●その他のモニタリング調査結果は公表されていない。
- (根拠) [5] 摩周湖の水質調査  
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/2/2667.html>  
[6] 宿泊者数、観光入込客数  
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/892.html>  
[7] ゴミ排出量  
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/1/504.html>  
[8] 二酸化炭素の排出量  
弟子屈町温暖化対策実行計画（事務事業編）P12 及び（区域施策編）P16～18

#### Next Step

- てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想で定められた定期モニタリングの結果の公表

#### 【アドバイザーからのコメント】

環境だけに限らず、経済・社会・文化・人権など著しく負の影響がでる可能性がある項目を洗い出し、それに対して調査方法や頻度を決定し、目標を設定する。結果が目標に達しているか、是正措置が必要かは経年で調査を実施しないとわからないことも多い。これらの一連の動きを一般公表していることが求められる。

## A4 観光による負荷軽減のための財源

観光による負荷（オーバーツーリズム関連の課題等）軽減のための財源が確保されていること

達成度判定

B

## 【項目】

## ① 目的を明確にした財源を確保、運用していること

B

- （評価） ●摩周湖や硫黄山の駐車場料金は、自然公園財団により国立公園内の施設の維持管理や清掃活動に使われている。[1]  
●アトサヌプリトレッキングツアーの参加費の一部は、トレイルルートの整備に充てられている。[2]

- （根拠） [1] 自然公園財団「令和2年度事業報告書・決算報告書」P04  
[https://www.bes.or.jp/images/uploads/bes/R02-R03\\_disclosure.pdf](https://www.bes.or.jp/images/uploads/bes/R02-R03_disclosure.pdf)  
[2] アトサヌプリトレッキングツアー  
<https://www.masyuko.or.jp/at/>

## Next Step

- 入湯税の増税等による独自財源を活用した、動向調査などエリア人数の正確な把握

## 【アドバイザーからのコメント】

A3と同じく、負の影響がある対象を設定した上での財源確保となることが望ましい。財源が運用された効果を集計し公表すること。

## A5 事業者における持続可能な観光への理解促進

事業者がGSTC公認のトレーニングプログラムを受講していること

達成度判定

C

## 【項目】

① 地域のステークホルダーによるGSTC公認のトレーニングプログラムの参加状況を把握し、公表していること

C

- (評価)
- 参加状況の把握は行っている。
  - 参加状況の公表は行っていない。

## Next Step

- 弟子屈町としてGSTCトレーニングの参加状況・資格取得状況を公表する
- 広く一般に呼びかけ、GSTCトレーニングプログラムを実施する

## 【アドバイザーからのコメント】

GSTC公認講師による研修の実施が望ましいが、認証団体による宿泊施設やオペレーター対象とした研修の受講も長期的な視野に入れておくことが望ましい。

## A6 住民参加と意見聴取

DESTINATION MANAGEMENT（観光地経営）について、行政・民間事業者・地域住民の三者で構成される体制があること

達成度判定

C

## 【項目】

①	官民、住民等の地域のステークホルダーが参画する「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づいた持続可能な観光の推進を担うワーキンググループ（WG）等があり、定期的な意見交換の機会があること	C
	<p>（評価） ●弟子屈町観光振興計画においては、JSTS-Dを中心にアクションプランを組み立てている。 ●意見交換の場として、官民・住民・事業者等のステークホルダーが参画する「てしかが地域戦略会議」が設定されている。[1]</p> <p>（根拠） [1] 弟子屈町観光振興計画 P39</p>	

## Next Step

- 観光振興計画に基づく「てしかが地域戦略会議」の定期的な開催
- 会議が形骸化しないよう、参加率と参加意識の向上をはかる

## 【アドバイザーからのコメント】

定期的な意見交換の機会が設けられていることを裏付ける議事録などをエビデンスとして準備すること。

## A7 住民意見の調査

観光地経営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に調査されていること

達成度判定

A

## 【項目】

①	調査結果は、一般公表されていること	A
	<p>(評価) ●住民の満足度については町民アンケートを毎年実施している。 ●アンケート結果は広報でしかがを通じて発表されている。[1]</p> <p>(根拠) [1] 広報でしかが 2021年12月号 P8～P12 <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/5/2/kouhuu2021/3764.html">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/5/2/kouhuu2021/3764.html</a></p>	
②	調査は、少なくとも毎年度行われていること	A
	<p>(評価) ●20歳以上の町民名簿から無作為に抽出された1000人を対象に、毎年度アンケートを実施している。</p>	
③	調査結果を次年度の運営改善（肯定的な回答割合の増加等）に役立てていること	A
	<p>(評価) ●てしかが まち・ひと・しごと創生戦略 において、町民アンケート調査結果をKPIとして設定している。[2] ●弟子屈町観光振興計画においては、町民アンケート調査結果をKPIとして設定している。[3]</p> <p>(根拠) [2] 第1期てしかが まち・ひと・しごと創生戦略 P59 <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/r3souseisennryaku.pdf">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/r3souseisennryaku.pdf</a> [3] 弟子屈町観光振興計画 P47～50</p>	

## Next Step

- 調査結果の効果的な活用
- 観光事業者を対象とした、観光施策に対する支持度の調査を実施

## 【アドバイザーからのコメント】

この項目の準拠が認められる。町民アンケートは優良事例である。KPIの設定など運営改善（肯定的な回答割合の増加等）に役立てているが、目標に達していない場合の是正措置に関しても公表すれば尚良い。



## A8 観光教育

地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の可能性や課題に関する教育プログラムがあること

達成度判定

A

## 【項目】

① 地域コミュニティ、特に児童・生徒に対して観光に関する教育が実施されていること

A

(評価) ●弟子屈高校において「弟子屈探求」学習を実施。[1]

(理由) ●弟子屈中学校「総合学習」を活用し、弟子屈の魅力を再発見する授業を実施。[2]

●てしかがえこまち推進協議会・人財育成部会による「町内の子ども達がふるさとの良さを知る取り組み」として、星空観察会を毎年実施。[3]

(根拠) [1] 広報てしかが 2020年1月号 「弟子屈探求」について P23

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/202001all.pdf>

[2] 広報てしかが 2021年11月号 「弟子屈中学校総合学習」 P18

[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/machizukurijoho/kocho\\_koho/2/12/3681.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/machizukurijoho/kocho_koho/2/12/3681.html)

[3] 広報てしかが 2017年9月号 「こども星空観察会」 ※抜粋ページ

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/201709p4-5.pdf>

## Next Step

- 観光振興計画P18に記載の「次世代教育の場づくりを推進」を着実に実行
- 小中高校との連携

## 【アドバイザーからのコメント】

観光でも課題や可能性についてトピックが含まれているかが分かるカリキュラム等もエビデンスに追加することが望ましい。またPBL型授業にすることで、弟子屈町で現在抱えている課題についてより深い学びとなることもある。

## A9 旅行者意見の調査

旅行者満足度について、アンケートなどを通じて調査を実施していること

達成度判定

D

## 【項目】

①	調査結果は、一般公表されていること	D
	(評価) ●調査結果は、観光協会を通じて協会員に周知している。 ●一般公開はされていない。	
②	調査は、少なくとも毎年度行われていること	A
	(評価) ●調査は「水のカムイ観光圏」によって毎年度行われている。	
③	調査結果に基づいた、旅行者満足度向上のための対策を講じていること	A
	(評価) ●観光振興計画の各アクションプランを実施していくことで、満足度向上をはかっていくこととしている。	

## Next Step

- 水のカムイ観光圏アンケート調査結果の一般公表
- 観光圏の設置期限終了後にも続けられる独自の調査方法の確立
- 観光振興計画に基づく各アクションプランの着実な実行

## 【アドバイザーからのコメント】

観光振興計画のp47にアクションはそれぞれ掲載されているが、結果に基づいていかに満足度向上につながる対策を講じているかを見える化することが望ましい。

## A10 プロモーションと情報

市場調査及びデータに基づく観光地域が求めるターゲット層の誘致促進策は、地域コミュニティや自然・文化的資産を尊重していること

達成度判定

C

## 【項目】

① プロモーションについては、市場調査及びデータに基づく正確な情報を提供していること

B

(評価) ●弟子屈町も参画する広域DMO「ひがし北海道自然美への道DMO」が、市場調査を実施している。  
※調査は台湾、国内客が対象  
●調査により得られた結果をもとに各地域は資料を準備し、「ひがし北海道素材説明会」にてプロモーション活動を行っている。

② プロモーションの効果測定を行っていること

C

(評価) ●オウンドメディアである「弟子屈なび」については、PV数の測定を行っている。  
※弟子屈なび <http://www.masyuko.or.jp>  
●Facebook及びInstagramについては、フォロワー数といいね数を把握している。  
●プロモーションの効果と結びつけた効果測定及び分析は行われていない。

③ 求めるターゲット層の誘致拡大に向けた新商品の開発に地域発意で取り組んでいること

B

(評価) ●「先進的インバウンドプロジェクト推進事業」によるコンテンツ開発は、求めるターゲット層（欧米豪の自然を愛好するトライブ）の誘致拡大に向けた新商品の開発に充当する。  
●サステナブルツアーの開発に向け、サステナビリティ・コーディネーター事業を通じて新商品の開発を行っている。

## Next Step

- 観光振興計アクションプランB-7「観光地マーケティングと効果的なプロモーション」に基づく各アクションプランの着実な実行
  - ・弟子屈と相性のよいターゲット戦略の策定
  - ・市場分析の実施
  - ・個人客に対するプロモーションの実施  
(例えばFacebookを始めとするネット広告など)

## 【アドバイザーからのコメント】

サステナブルツアーというものは存在せず、持続可能性に寄与するツアーであることを認識する。また最近のコンテンツ作りなど表面的につなぐだけでなく、DNAが持続可能となるようなマネジメントの強化の方が大事であることを忘れずに。プロモーションの効果はコンバージョン率でもあるが、見ることによってどう行動が変化したかを測定することが望ましい。

## A11 旅行者の数と活動の管理

旅行実態（訪問者数、活動内容）を把握していること

達成度判定

C

## 【項目】

①	調査の仕組みを定期的に見直していること	A
	<p>（評価） ●観光入込客数及び宿泊者数は毎年計測している。 ●計測した結果は弟子屈町HPにて公表している。[1]</p> <p>（根拠） [1] <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/892.html">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/892.html</a></p>	
②	客数の計測は、全体、外国人・日本人別、年齢別に分かれていること	C
	<p>（評価） ●宿泊客数＝全体、外国人・日本人別 に分かれている ●入込客数＝全体のみである ●年齢別データ＝なし</p>	
③	月ごと（季節ごと）の観光客数を計測していること	A
	<p>（評価） ●月ごとの観光入込客数を計測している。（根拠は①と同じ）</p>	
④	繁閑差を考慮した誘客のための取組を行っていること	B
	<p>（評価） ●摩周湖観光協会で行っている「キャラバン隊」などが当項目に該当する。 ●「訪日外国人の誘客促進事業」等で、春節時期におけるアジア向けのプロモーション活動などを行ってきた。</p>	
⑤	旅行者の目的・行き先（昼夜別の動向など）を把握していること	A
	<p>（評価） ●水のカムイ観光圏のアンケート調査などにより把握している。</p>	
⑥	旅行者の数と活動の影響は、調査によって明らかにされていること	A
	<p>（評価） ●旅行者の数＝観光入込客数及び宿泊者数にて調査している。 ●活動の影響＝旅行消費額（水のカムイ観光圏により調査されている）</p>	

## Next Step

- 宿泊客数の計測に年齢別データを加える
- 観光案内所でのアンケート調査を実施する

※参考：釜石市 かまいしDMC調査

<https://kamaishi-dmc.com/wp-content/uploads/2019/11/fbcb1f7e821e32e6f8db8bc68359439a.pdf>

### 【アドバイザーからのコメント】

住民の意見を反映し、平準化の努力をしていつもオンシーズンにする対策をするのか、または閑散期として弟子屈本来の生活を見てもらうか、など考慮に入れることができる。プロモーションのターゲット層やリピーター層では、時期や活動内容が違うことから、負荷がかからない、また脆弱な場所に集中しないための旅行者数の管理をしていることが望ましい。

## A12 計画に関する規制と開発管理

自然及び文化的資源の保護計画やゾーニング（区分け）に関するガイドライン、規制、方策があること

達成度判定

A

## 【項目】

①	計画、規制等は、住民の意見を聴取・反映し、十分な検討の元に定めていること	A
	<p>(評価) ●該当する計画、規制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法 公園計画</li> <li>・弟子屈町緑の基本計画（H22年策定）</li> <li>・てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想（H28年策定/R2年改訂）</li> <li>・弟子屈町景観条例、景観計画（R4年6月施行予定）</li> </ul> <p>●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想は、てしかがえこまち推進協議会が主体となり、十分な議論を重ねて策定している。</p> <p>●弟子屈町緑の基本計画は、策定委員会にて原案を作成し、町広報誌折込やHPでの周知による意見募集（パブリックコメント）を経て策定されている。</p> <p>※備考 2022年6月より施行予定の「弟子屈町景観計画」及び「景観景観条例」については、現在パブリックコメントを募集中。</p>	
②	<p>計画、規制等の内容は、一般に公表、遵守されていること</p> <p>(評価) ●国立公園における計画、規制等の内容は、公表され、遵守されている。[1][2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●弟子屈町緑の基本計画の内容は、公表されている。</li> <li>●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想は、公表され、遵守されている。[3]</li> </ul> <p>(根拠) [1] 弟子屈町 てしかが資料室 P4 国立公園の面積  <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/zenbu.pdf">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/zenbu.pdf</a>  [2] 国立公園内において許可・届出が必要な行為  <a href="http://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html">http://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html</a>  [3] てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想  <a href="https://xn--town-4c4clm4eyb70a.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/ecotourism.html">https://xn--town-4c4clm4eyb70a.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/ecotourism.html</a></p>	A

## Next Step

- 緑の基本計画の見直し

※策定から12年あまりが経過しているが、見直しがされていない。

計画は第4次総合計画の下部計画に位置づけられているが、2022年4月からは第6次弟子屈町総合計画が施行されることもあり、内容の整合性をはかる必要があると考えられる。

また、計画内に記載されている内容も、現在の状況と乖離が見られる。

- てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想の継続的な運用

### 【アドバイザーからのコメント】

景観条例と計画はパブリックコメントを募集中とあるが、これらの案ができるまでに住民の意見を聴取して反映されたものになっているか。募集中のコメントを受けてそれらがどう反映されることになっているかは、現在のリンクだけでは確認することはできない。十分な検討をしたと行政と町民が認めた上で定められることが望ましい。

## A13 適切な民泊運営

民泊に関する相談窓口が設置されていること

達成度判定

N/A

## 【項目】

① 不適切な民泊があった場合に適切な指導を行っていること

N/A

(評価) ●当町には民泊に該当する宿泊施設が1ヶ所しかないため、現状では不要と考えられる。  
(なお、当該施設は現在休業中である)

## Next Step

- 今後、町内で複数の民泊施設が営業開始された場合に備え、適切な運営への支援体制を検討

## 【アドバイザーからのコメント】

民泊が今後営業するであろうことを加味してそれに対して相談窓口を設置するなど、準備しておくことが望ましい。



## A14 気候変動への適応

観光に起因する環境、経済、社会、文化、人権に関する課題について定期的に調査し、一般公表していること

達成度判定

C

## 【項目】

①	気候変動による負の影響を軽減する計画や方針があること	A
	<p>(評価) ●計画には以下が該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弟子屈町温暖化対策実行計画</li> <li>・弟子屈町観光振興計画</li> <li>・弟子屈町環境基本計画</li> </ul> <p>●2021年12月には「てしかがゼロカーボンシティ宣言」を表明</p> <p>(参考) てしかがゼロカーボンシティ宣言  <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/2/3793.html">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/2/3793.html</a></p>	
②	住民、観光事業者、旅行者向けの気候変動による影響に関する教育や意識向上の取組があること	C
	<p>(評価) ●観光事業者向けには、てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想において、環境に関するモニタリングを継続している。</p> <p>●カヌー事業者による「釧路川源流域ネットワーク憲章」があり、意識向上をはかっている。</p> <p>●住民向けには、弟子屈町温暖化対策実行計画内「町民の役割」で、具体的な推奨行動を定めている（P34）。</p> <p>●事業者・住民・その他の方々に向けた、摩周湖の水質調査クラウドファンディングによる気候変動や環境問題に対する意識向上の取り組みがある。</p> <p>●旅行者に向けた取り組みが今後必要。</p>	

## Next Step

- 気候変動に関する普及啓発のセミナーを開催
- 旅行者に対し、「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを伝え、責任ある旅行者としての行動を促す。

参考：UNWTOが作成する冊子を配布することも可能。

<https://unwto-ap.org/tips/> よりダウンロードできる。

## 【アドバイザーからのコメント】

旅行者に向けた取り組みが実施できるよう、アクションプランに入れることが望ましい。また気候変動による生物多様性の変化などのリスクをリスト化し、観光資源や観光客などにどうリスクが想定できるかを管理していること。契機となりえることに関しては別途リスト化することが望ましい。

## A15 危機管理

災害等の非常時における計画が策定され、インバウンドを含む観光部門も考慮に入れたものであること

達成度判定

C

## 【項目】

①	災害等の非常時における計画において、外国人旅行者を含む観光客への対応も含んでいること	A
<p>(評価) ●弟子屈町地域防災計画 本稿P42 (2-8) において、観光客への対応が掲載されている。 ●アトサヌプリ火山防災計画は、観光客を含む地域住民等の生命、身体及び財産を保護するために作成された。</p> <p>(根拠) アトサヌプリ火山防災計画 <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/5/06atosa200401.pdf">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/5/06atosa200401.pdf</a> P6計画の目的/P60計画の用語 (住民等=観光客を含む地域住民と定義)</p>		
②	災害等の非常時における計画は、定期的な見直しが行われていること	A
<p>(評価) ●計画は定期的に見直ししている。 ●アトサヌプリ火山防災協議会は、年に一度開催されている。</p>		
③	所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末 (スマートフォン等) への電源供給機器等の整備が行われていること	A
<p>(評価) ●道の駅「摩周温泉」には、非常用電源装置 (発電機) を設置できるように設備が整備されており、電源供給が可能。 ●非常用電源装置 (発電機) は旧給食センターに保管し、非常時に運搬される。 ●道の駅「摩周温泉」には、小型非常用電源装置 (開発局所管) が常時配備されている。</p>		
④	災害等の非常時に備えた事業者、住民等に対する訓練や研修を行っており、旅行者に対しても非常時における行動等について周知・啓発を行っていること	A
<p>(評価) ●アトサヌプリ火山防災計画においては、「地域住民、防災関係機関職員等に対する防災教育、観光客に対する防災知識の普及啓発を実施し、防災意識の向上を図る」こととされ、具体的な防災教育や啓発活動について明記されている (P12)。</p>		
⑤	災害等の非常時において正確な情報を伝える表現で情報発信が行われていること	C
<p>(評価) ●アトサヌプリ火山防災計画においては「住民や登山客を含む観光客に対して、消防のスピーカ、緊急速報メールの他、登録制LINE等により、火山活動の状況の伝達を行う。今後も、多言語による情報の伝達について検討する」旨が明記されている (P16)。 ●アトサヌプリ火山防災計画には、避難・誘導時に必要と想定される文言の英訳が付記されている (P60「別紙第3「アトサヌプリ (硫黄山) の噴火・避難に係るフレーズ」)。</p>		

## Next Step

- 弟子屈町地域防災計画の着実な実行
- 多言語での効果的かつ正確な情報の発信

### 【アドバイザーからのコメント】

多言語化に対する有効性の検証、有事における旅行者への周知は難しい課題であるが、取り組まれるべき項目となっている。この項目は基準に準拠されていることを確認できたので、定期的な見直しを確実なものにしてください。

## A16 感染症対策

旅行者、事業者、地域住民のすべてが安全に過ごすことができるよう感染症対策を講じていること

達成度判定

B

## 【項目】

①	事業者等に対して業種ごとに作成された新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに沿った対策の徹底を促すとともに、旅行者に対して感染症予防に係る周知を行っていること	B
	<p>(評価) ●業種ごとに作成された新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに沿った対策は、北海道庁を通じて各事業者に徹底を促している。※参考：新北海道スタイル ●旅行者に対する感染症予防に関しては、北海道及び北海道観光振興機構を通じ、旅行者に周知を行っている。※参考：キュンちゃんからのお願い</p> <p>(根拠) 参考：「新北海道スタイル」<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.html</a> 参考：「キュンちゃんからのお願い」<a href="https://www.visit-hokkaido.jp/newstyle/">https://www.visit-hokkaido.jp/newstyle/</a></p>	

## Next Step

## ● 感染症対策の実施状況を発信

参考：弟子屈なびに「旅行者への安全に関する情報」ページを追加し、トップページに分かりやすくバナーを表示する。

## 【アドバイザーからのコメント】

記述なし

## B1 観光による経済効果の測定

観光による経済効果の測定をしていること

達成度判定

E

## 【項目】

## ① 地域への直接的な経済波及効果（観光消費額）について測定し、公表していること（直接効果の把握）

C

(評価) ●測定している（水のカムイ観光圏）

●公表先は限定されている（毎年度ではない／組織を通じて公表しているが、誰でも閲覧可能な状態ではない）

## ② 産業連関分析等を用いて観光による間接的な経済波及効果について測定し、公表していること（間接効果の把握）

E

(評価) ●産業連関分析を用いた経済波及効果については、2022年2月現在で測定及び公表はされていない。

## ③ 観光に伴う不動産開発が地域社会に与える影響について把握、公表していること（地価、家賃等の動向把握）

D

(評価) ●弟子屈町移住ポータルサイトにおいて、地価を公表している。[1]

●弟子屈町移住ポータルサイトにおいて、民間マンションの一般的な家賃相場と町営住宅について紹介している。[2]

※公表されている地価は2009年時点のもので、情報が古い。家賃相場については、いつのデータであるかの記載がない。

(根拠) [1] 弟子屈町移住ポータルサイト（地価）

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/iju/teshikagadekurasu/1332.html>

[2] 弟子屈町移住ポータルサイト（家賃相場）

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/iju/teshikagadekurasu/1333.html>

## ④ 観光関連業種における雇用者数（雇用誘発効果）を調査し、公表していること

B

(評価) ●第2期 てしかがまち・ひと・しごと創生戦略に、産業別の就業者数について記載されている。[3]

●上記は2015年現在の数値となり、定期的な調査はされていない。

●観光関連業種のみ限定した雇用誘発効果の調査は実施されていない。

(根拠) [3] 第2期 てしかがまち・ひと・しごと創生戦略（案）P55：産業別就業者比率

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/dai2kisouseisennryaku.pdf>

## Next Step

- 観光消費額の公表
- 経済波及効果についての測定及び公表
- 公開されている地価及び家賃相場を最新のデータに更新（更新日も記載）

### 【アドバイザーからのコメント】

観光消費額の直接効果がいかに雇用につながっているか、または地産地消となっているか、サービス産業の中でも特に観光関連に影響が大きい飲食・宿泊・アクティビティ事業者とそのサプライヤーについては測定されている。また、地価や地域外の者による不動産の売買情報、古くなったデータを一新して単価の推移を知ること、観光による価格高騰など住民への影響を知るバロメーターとして活用することもできる。間接効果の測定は中長期のアクションプランとして入れること。

## B2 ディーセント・ワークと雇用機会

働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）と雇用機会に関する取組を行っていること

達成度判定

A

## 【項目】

## ① 観光関連事業者への就業を促進する取組があること

A

（評価） ●釧路北部地域雇用創造協議会では、求職者に向けて地域食材を活用した飲食店起業について学ぶセミナーを実施している。[1][2]  
（セミナーは単発だが、今後もさまざまな切り口から継続して事業を実施する）

（根拠） [1] 釧路北部地域雇用創造協議会：<https://stt-job.com/>  
[2] セミナー開催要項：<https://stt-job.com/index.php/2022/02/15/localfoods/>

## ② 性別、年齢、季節等に左右されない、安定した雇用や公正な賃金の実現に向けた取組を行っていること

A

（評価） ●釧路地域通年雇用促進協議会では、釧路管内に居住する季節労働者等を対象に、雇用確保に関する事業や、就職促進に関する事業を実施している。[3]  
●弟子屈町では「新規雇用支援補助金制度」を通し、新規に従業員を雇用する事業所に対して1年間の補助を行っている。[4]  
●弟子屈町男女共同参画計画P10において、働く場における男女共同参画を基本施策とし、具体的な取り組み及びKPIを定めている。  
●第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略P85において、「女性が働きやすい環境整備や女性の就労機会の拡大」を推進すると記載されている。（実際の取り組みはこれから）

（根拠） [3] 釧路地域通年雇用促進協議会は弟子屈町も構成団体とする協議会で、事務局は釧路総合振興局内に設置されている。  
[http://www.kushiro-tsunen.jp/about\\_associate/](http://www.kushiro-tsunen.jp/about_associate/)  
[4] 新規雇用支援補助金制度  
[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/5/kigyoshinko\\_sokushin/employment\\_support.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/5/kigyoshinko_sokushin/employment_support.html)

## Next Step

- 年齢に左右されない、雇用促進の取り組みを実施

## 【アドバイザーからのコメント】

今回は飲食サービス業については認められるが、継続的に続けられること、また宿泊業などに拡大されることが望ましい。また、働き甲斐がある仕事に関する考え方は個人差がある故、雇用機会の提供に限定せず給与や雇用環境が安定し、かつ公正であることを確実にすることが大事。

## B3 地域事業者の支援と公正な取引

地域事業者の支援と公正な取引の実現に取り組んでいること（観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者等も対象とする）

達成度判定

A

## 【項目】

## ① 地域の特産品やサービスの利用を促進していること

A

- （評価）
- 弟子屈町地域ブランド化推進実行委員会による、特産品開発を行っている。
  - 摩周観光交流館の設置及び管理に関する条例に基づき、「道の駅摩周温泉」を設置。道の駅内では地元産の商品に限り取り扱いをし、地場産品の活用促進に寄与している。
  - てしかがえこまち推進協議会では、地場産品の活用促進を目的とした「MADEinてしかがガイド」を毎年発行。地場産メニューのある飲食店のみを紹介する冊子として年間2万部を配布するほか、Webサイトでも配布。
  - 弟子屈町が特産品として開発に取り組むワインは、町民農園のほか、町内の委託先にて栽培された葡萄のみを使って醸造され、毎年「葡萄酒ウィークエンド」と称したイベントにて地場産食材を使ったメニューと組み合わせて提供される。
  - 弟子屈町公式観光情報サイト「弟子屈なび」では、町内事業者のみを紹介している。
  - 弟子屈町商工会の運営する「摩周湖スタンプ会」では域内消費を高めるため、地元商店での買い物の際、ポイントを付与している。
  - 弟子屈町観光振興計画に次のアクションプランを設定
    - ・ P29 豊かな食の魅力を活かした名産品化の取り組み支援による付加価値向上
    - ・ P30 地元食材の活用など自給率向上の促進

## ② 地元の観光関連の中小企業が、より市場に参入しやすくなるよう支援していること

A

- （評価）
- 釧路北部地域雇用創造協議会では、事業者向けに地元食材を活用した特産品開発やマーケティングについて学ぶセミナーを実施している。（セミナーは単発だが、今後もさまざまな切り口から継続して事業を実施する）
- ※釧路北部地域雇用創造協議会：<https://stt-job.com/>

## Next Step

- 地元飲食店の地場産メニューに、認証シールを貼る
- 独自の認証システムの構築  
参考事例：サドメシラン <https://www.visitsado.com/feature/sadomeshirun/>

## 【アドバイザーからのコメント】

地域事業者の支援が認められる一方で、それらの事業者が差別化されて優先的に選ばれているようになることを目指したい。また、特産品の包装や仕入・発送の過程でより環境に配慮されているものになっているかの検証をすることが望ましい。



## B4 コミュニティへの支援

事業者、旅行者、住民が、地域コミュニティに責任ある形で貢献することを奨励していること

達成度判定

B

## 【項目】

① 事業者や旅行者が住民と共に、地域社会や地域の文化・自然環境の保全に貢献できる機会があること

B

- (評価)
- エコツーリズム推進全体構想を活用したアトサヌプリトレッキングツアーでは、参加費の一部が自然環境の保全に使用されている。
  - 摩周湖の水質調査を行うためのクラウドファンディングを毎年実施している。

## Next Step

- 旅行者が住民とともに気軽に参加できるボランティア活動の場を提供

## 【アドバイザーからのコメント】

保全の貢献は金銭的なものに限定されていない。現物支給や労働などを含み、事業者や来訪者がともに貢献できる機会をつくることで、その重要性の理解が進み、再度訪れたいという効果が高める。

## B5 搾取や差別の防止

ハラスメントから旅行者を含むすべての人を、適切に保護する取組があること

達成度判定

D

## 【項目】

①	取組は地域住民と旅行者を含み、観光地域全体に周知されていること	D
	<p>(評価) ● 「弟子屈町職員等のハラスメントの防止等に関する要綱」により、職員のハラスメント防止が具体的に定められ、ハラスメントに遭遇した際の相談をどのように受け付けるかが定義づけられている。[1]          ● 弟子屈町特定事業主行動計画において、ハラスメント防止が定められている。[2]          ※上記は町職員対象。          ● 弟子屈町男女共同参画計画P7で、DVや虐待をはじめとするあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取り組みを定めている。          ● 弟子屈町役場では、DV被害相談窓口を設置している。          ● 地域住民に対しては、人権相談窓口が設置されている。[3]          ● 旅行者を対象とした取り組みはない。</p> <p>(根拠) [1] 弟子屈町職員等のハラスメントの防止等に関する要綱  <a href="http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/data/122/34/H430902200058/H430902200058.html">http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/data/122/34/H430902200058/H430902200058.html</a>          [2] 弟子屈町特定事業主行動計画 (7/8ページ)  <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/5/teshikagatyoutokuteizigounushi.pdf">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/5/teshikagatyoutokuteizigounushi.pdf</a>          [3] 人権相談窓口  <a href="https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/3/1119.html">https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/3/1119.html</a></p>	

## Next Step

- 窓口設置の情報を旅行者にも周知
- ハラスメントの防止を目的とした普及啓発セミナーを開催

## 【アドバイザーからのコメント】

旅行者も対象にする、また観光地での周知に関しては具体的なアクションプランに落とし込むこと。無許可で子供が撮影されるなど具体的に予想される事例についても保護の対象にする取組があること。

## B6 地権と使用権利

資産取得に関して実施規定を含む計画や政策があること

達成度判定

B

## 【項目】

① 資産取得に関する政策等は、住民の意見を反映して策定され、住民の権利を保護するものであること

B

(評価) ●弟子屈町景観計画及び弟子屈町景観条例が、2022年6月から施行予定  
2022年2月16日まで、パブリックコメントを募集

●弟子屈町観光振興計画「地域のランドデザインと適切なゾーニングの設定」にて  
今後の底地の確保に向けた取組について記載

## Next Step

- 弟子屈町景観計画の施行及び着実な実行
- 観光振興計画 A-基本施策VI「地域のランドデザインと適切なゾーニングの設定」の実現に向けたアクションプランの実施 (P24)

## 【アドバイザーからのコメント】

特に地域外からの土地や住居の観光目的による使用について、重要な意味合いを持つ場合を想定して検討をしておくことが望ましい。特に今パブリックコメントを募集している景観条例などは、住民を保護するものであること。

## B7 安全と治安

犯罪、安全性、健康被害などの監視、防止、公表についての旅行者と住民の双方に対応する体制があること

達成度判定

E

## 【項目】

## ① ガイドの安全を管理するガイドラインがあること

A

(評価) ●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想において、ガイドの安全管理に関するルールを明確に定めている。  
●アトサヌプリトレッキングツアーにおいては、基準をクリアした認定ガイドのみが立ち入りを許可される。  
●釧路川源流域ネットワークでは、自主ルール「釧路川源流域ネットワーク憲章」を定めている。

## ② 防犯への取組を行っていること

A

(評価) ●「弟子屈地区防災連絡協議会」では、広報てしかがに毎号「地域安全ニュース」を掲載、防犯への意識向上を呼びかけしている。  
●第6次弟子屈町総合計画において、防犯対策が定められ、防犯灯の設置や自主パトロールの取り組みが進められている (P79-80)。

## ③ 観光地等において、タクシーの乗降場所等を明示していること (白タク対策)

A

(評価) ●JR摩周駅及びJR川湯温泉駅には、タクシー乗降場所がある (看板あり)。  
※当地におけるタクシー乗降のニーズは主に駅前であることから、駅前の設置のみで十分と考えられる。

## ④ 安全や治安に関する情報を公表していること

A

(評価) ●広報てしかがに毎号「摩周110番」及び「地域安全ニュース」を掲載、地域で起こった事件や事故の情報など、安全や治安に関する情報を公表している。  
●弟子屈警察署HPにて情報を公表している。

(根拠) 参考：弟子屈警察署 <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/teshikaga-syo/>

## ⑤ 地域住民・旅行者 (外国人旅行者を含む) を受け入れるのに十分な医療体制があること

A

(評価) ●救急指定病院「摩周厚生病院」がある。

(根拠) 参考：弟子屈町知得便利：

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/9/2/526.html>

※参考：該当ページ (1/8ページ)

[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/benrityou\\_4~19.pdf](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/benrityou_4~19.pdf)

⑥

(宿泊施設・旅行者等を通じて、)「外国人患者を受け入れる医療機関」を取りまとめたリストに則って、外国人旅行者に域内及び周辺の医療機関に係る情報を提供していること

B

- (評価) ●「外国人患者を受け入れる医療機関」として取りまとめたリストはない。  
●外国人旅行者に対する情報提供は行われていない。

## Next Step

### ● 外国人旅行者に対する情報提供の実施

<参考資料>

かまいし多言語医療ガイドブック

<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2019092400092/>

### 【アドバイザーからのコメント】

自然型のエコツアーガイドのルールやガイドラインは確認できるが、文化面でのガイドなどに関しては適応されない可能性が高い。また外国人対応ができる医療機関リストも必要であるが、医療補償に対しても確認をしていることが望まれる。また、われわれが第三国に行くときは危険情報を閲覧するように、これらの安全や治安に関する情報も外国人旅行者にされていると良い。

## B8 多様な受入環境整備

外国人旅行者を含む観光客の受入環境整備を推進していること

達成度判定

E

## 【項目】

## ① ユニバーサルデザインの普及（バリアフリー対策等）を推進していること A

(評価) ●弟子屈町観光振興計画にて、ユニバーサルデザインの普及を推進している。  
●てしかがえこまち推進協議会には「ユニバーサルデザイン部会」があり、バリアフリーマップの作成やバリアフリーツアーの実施などを精力的に進めている。

## ② 公衆トイレの洋式化（ウォッシュレットなど）を推進していること A

(評価) ●公衆トイレの洋式化を推進している。  
※現在の洋式化された公衆トイレ：道の駅摩周温泉 JR摩周駅、JR川湯温泉駅、砂湯、和琴半島、摩周湖、硫黄山、湯の島公園、湯の島温泉公園、水郷公園  
※うち、ウォッシュレットの整備されたトイレは6カ所  
●第6次弟子屈町総合計画においては、ジェンダーフリートイレの整備を推進している（P174）。  
●道の駅摩周温泉には、オストメイト対応のトイレが設置されている。

## ③ 公共スペースにおける無料Wi-Fi環境整備を推進していること A

(評価) ●水のカムイ観光圏事業で整備を推進している（川湯温泉街、川湯駅前、JR摩周駅、砂湯、コタン）。※整備済み  
●道の駅摩周温泉でWi-Fi整備を実施している。  
●防災拠点化整備として、摩周湖及び硫黄山レストハウスにおいても町独自のWi-Fi整備を行っている。  
●役場、公民館、摩周観光文化センター等、公共スペースにおける無料Wi-Fi環境整備を実施している。  
●観光振興計画 P31「長期滞在を促す体験や受入環境の整備」にてWi-Fi環境の充実を推進している。

## ④ キャッシュレス環境整備を推進していること B

(評価) ●2021年3月、町内でのキャッシュレスを推進させるため、摩周湖観光協会ではPayPayと連携したポイント付与キャンペーンを行った。  
●2021年2月、コロナ対策の一環として「産業等振興(観光協会による出口戦略)」の中で「キャッシュレス決済拡大事業」として、導入の推進を目的としたキャンペーンを実施した。[1]

[1]

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/6/3264.html>

⑤	<b>多言語による案内の充実を推進していること</b>	<b>A</b>
---	-----------------------------	----------

(評価) ●公共施設では、多言語案内を推進している。  
 ・道の駅摩周温泉：観光パンフレット設置コーナーで、英語・中国語・アラビア語などの多言語パンフレットを配布。案内表示にも英語表示がある。  
 ・弟子屈町の観光ポータルサイト「弟子屈なび」には英語のページがある。  
<http://masyuko.marimo.jp/en/>  
 ・H28～30年度にかけて、町内の主だった観光施設等に多言語案内看板の整備を行った。

⑥	<b>多様な宗教・生活習慣への対応を推進していること</b>	<b>E</b>
---	--------------------------------	----------

(評価) 現在も継続している政策、方針、事業は見当たらない。  
 (過去にはベジタリアン・ヴィーガン対応に向けた水のカムイ観光圏の取組があった)

⑦	<b>域外から観光地への公共交通機関等によるアクセスが確保されており、公共交通機関の利活用が推進されていること</b>	<b>A</b>
---	---	----------

(評価) ●域外から観光地への公共交通機関としてJRがある。  
 ●「環境にやさしく生活交通と観光交通が一体となった地域公共交通体系の構築」を基本方針とした「弟子屈町地域公共交通網形成計画」が策定されており、観光とまちづくりが連携した地域公共交通の活性化に向けた取組が行われている。  
 ●利活用は、弟子屈町観光振興計画P36 の中でも推奨されている。[2]

[2] 弟子屈町地域公共交通網形成計画

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/6/teshikagatyouitiikikoukyoukoutuu/moukeiseikeikaku.pdf>

## Next Step

- バリアフリーマップの公開（弟子屈なび）
- キャッシュレス決済拡大のための取り組みを継続的に実施
- ベジタリアン、ビーガンに対応した飲食店を増やす、紹介する

### 【アドバイザーからのコメント】

バリアフリーとは車いすでのアクセスが協調されがちであるが、バリアはLGBTや視聴覚の不自由な方、高齢者など多岐にわたる。よって、受入環境の整備はハード面だけでなく、多言語標記やウェブサイトにおける配色なども含む考慮が必要。

## C1 文化遺産の保護

歴史的建築物や農漁村、都市の景観など、観光資源となる文化遺産の保全管理体制があること

達成度判定

C

## 【項目】

## ① 景観等の保全に関する計画があること

C

(評価) ●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想  
●第6次 弟子屈町総合計画 P23「第3章 土地利用方針」  
●弟子屈町都市計画マスタープラン P42「5-3 景観形成の整備方針」  
※弟子屈町景観計画、景観条例は策定中（2022年6月施行予定）

## ② 保全管理の状態を確認し、必要な対策を行っていること

C

(評価) ●全体構想ではモニタリングが行われているが、問題が生じた場合の対策は取られていない。  
※全体構想のモニタリングは全てをカバーしていない。  
●都市計画マスタープランでは明確なKPIを定めておらず、保全管理の状態を確認することは明記されていない。

## Next Step

- 景観の保全管理に対する適切なモニタリングの実施と、問題が生じた場合の対応策の策定（景観審議会がモニタリングの機能を果たします）

## 【アドバイザーからのコメント】

自然景観と調和する景観形成を促進となっているが、旧来からの建造物や郷土資料を含む文化的な要素の保護に関する情報が確認できない。開拓時、昭和初期の面影などがある場合は、観光資源となる要素が多い。



## C2 有形文化遺産

有形文化遺産（工芸品等）の保護に関する計画や規制等があること

達成度判定

A

## 【項目】

## ① 有形文化遺産（工芸品等）のリストがあること

A

（評価） リストは「弟子屈町の教育」P31及び弟子屈町HPに掲載している。[1]

●和琴ミンミンゼミ発生地：国指定文化財「史跡名勝天然記念物」

●釧路川流域チャシ群跡：国指定文化財「特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物」

●釧路硫黄山関連遺産：経済産業省認定「近代化産業遺産群」[2]

（根拠） [1] 弟子屈町公式ホームページ 文化財について

[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai\\_shakaikyoikuka/2/2/658.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/2/2/658.html)

[2] 経済産業省 近代化産業遺産群（P29、P88）

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/creative/kindaikasangyoisan/pdf/isangu\\_n\\_zoku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/kindaikasangyoisan/pdf/isangu_n_zoku.pdf)

## Next Step

- 近代化産業遺産群については、町のホームページ等でリスト化されていないため、町の有する遺産として積極的な公開を行う。

## 【アドバイザーからのコメント】

町として文化財に指定されていなくても、地域の歴史や文化を語るのに必要、また残していきたいと思われるものを含むこと。

## C3 無形文化遺産

無形文化遺産の保護に関する計画や規制等があること

達成度判定

A

## 【項目】

## ① 無形文化遺産のリストがあること

A

(評価) 下記にリストを掲載している

- ・弟子屈町公式ホームページ [1]
- ・てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 [2]
- ・教育委員会発行「令和3年度 弟子屈町の教育」 [3]

※以下は文化遺産の保護についての記載はあるが、リストではない

- ・弟子屈町文化財保護条例
- ・アイヌ施策推進地域計画

(根拠) [1] 弟子屈町公式ホームページ 文化財について

[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai\\_shakaikyoikuka/2/2/658.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/2/2/658.html)

[2] てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 ※P22

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/9/ecotourism2.pdf>

[3] 令和3年度「弟子屈町の教育」 ※P33 文化財について

[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/12/R3teshikagacyo\\_no\\_kyoiku.pdf](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/12/R3teshikagacyo_no_kyoiku.pdf)

## ② 地域の行事（祭り等）の保存に努めていること

A

(評価) ●アイヌ古式舞踊

平成4年（1992年）アイヌ文化の保存・伝承・継承活動を目的とした「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ文化保存会」が発足、町の補助対象となっている。

●鑑別獅子舞（とうべつししまい）、仁多獅子舞（にたししまい）。

弟子屈町内には、富山県由来と伝承される鑑別・仁多の2種類の獅子舞が継承されている。いずれも担い手不足により一時休止、断絶の危機に見舞われたが、保存会を設立し、定期総会、練習、曲の復元などに努めている。

※いずれも教育委員会へのヒアリングより

- (評価) ●2020年「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、弟子屈町として「アイヌ施策推進地域計画」を策定し、内閣総理大臣より認定された。
- 町が推進する事業等を検討するため「アイヌ文化等振興事業計画策定町民委員会」を設置した。
- 町営の「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館」を運営し、ホームページやパンフレットなどにより広報活動を行っている。[4]
- 町民を対象とした公民館講座や、学校教育の場でアイヌ文化に関する講座を開き、文化に対する理解促進に努めている。
- まちづくり団体「てしかがえこまち推進協議会」による「ガイドのためのアイヌ文化講座」が開催されている。
- 1983年、弟子屈町文化奨励賞の第1回目に「仁多獅子舞保存会」及び「鑑別獅子舞保存会」を選定。
- 仁多獅子舞保存会への参加を、弟子屈町公式ホームページにて呼びかけしている。[5]
- 弟子屈町総合文化祭で、鑑別獅子舞及びアイヌ舞踊の発表の場を設けている。[6]
- 獅子舞は、弟子屈神社祭り等、町内の祭事にて発表の場を設けている。

- (根拠) [4] 弟子屈町公式ホームページ 屈斜路コタンアイヌ民族資料館  
[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai\\_shakaikyoikuka/1/2/704.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/1/2/704.html)
- [5] 弟子屈町公式ホームページ 仁多獅子舞保存会 参加の呼びかけ  
[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai\\_shakaikyoikuka/2/2/657.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/2/2/657.html)
- [6] 弟子屈町総合文化祭の演目紹介（広報てしかが 2019年10月号該当ページ）  
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/201910p16-17.pdf>

## Next Step

- 観光振興計画 C-AP2「展示施設の適切な管理」に記載の各アクションを実施

### 【アドバイザーからのコメント】

郷土料理やその土地ならではの技術、技能なども含まれるため、観光利用における機会、課題、リスクなどを探ることが望ましい。継承されるべきものであれば、それに対する教育や管理がされていること。

## C4 地域住民のアクセス権

地域住民の自然、文化的な場所や公共スペースへのアクセスのしやすさについて調査していること

達成度判定

N/A

## 【項目】

① 問題が生じている場合、対応策が講じられていること

N/A

(評価) N/A

●現在のところ、問題は生じていないと考えられる。

## Next Step

●硫黄山、摩周湖などの文化的価値が高く、自然資源として大切にされている場所へ町民がアクセスしやすいような制度を検討（駐車場料金の無料化もしくは割引の適用）。

## 【アドバイザーからのコメント】

例えば釧路川流域チャシ跡群は点在しているが、砦、祭祀の場、見張り場など多目的な用途で使われていたとされており、国の史跡に指定されている。観光として活用される場合は、アイヌからの視点からも配慮されているようにすることが望ましい。

## C5 知的財産

地域及び個人の知的財産権を保護する規制や取組があること

達成度判定

E

## 【項目】

## ① 保護対象とする知的財産のリストがあること

E

(評価) ●弟子屈町として知的財産のリストは作っていない。  
※商標など財産登録されたものは町の財務システムにて一括管理している。

## Next Step

- 知的財産のリストを作成する。  
※参考資料：アイヌ文化を活かした景観デザインの手引き（環境省）  
<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/akan5.pdf>

【アドバイザーからのコメント】  
記載なし

## SECTION C : Cultural sustainability 文化的サステナビリティ

### C(b) Visiting cultural sites 文化的場所への訪問

#### C6 文化遺産における旅行者の管理

旅行者の行動を管理する体制があること

達成度判定

A

#### 【項目】

①	旅行者の流れを把握していること	A
	(評価) ●水のカムイ観光圏調査データにより、旅行者の交通手段を把握 ●硫黄山では駐車台数を把握 ※冬季を除く	
②	観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握していること	N/A
	(評価) 観光が要因となっている道路渋滞は生じていない	
③	観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握していること	N/A
	(評価) 観光地に至る公共交通機関における混雑は発生していない	
④	地域における混雑に関する課題を調査により把握していること	N/A
	(評価) 混雑に関する課題は生じていない	
⑤	課題が生じている場合、対応策を講じていること (混雑対策)	N/A
	(評価) 課題は生じていない	

#### Next Step

#### 【アドバイザーからのコメント】

例えばアイヌ民族にとって観光客が訪れることに繊細に感じる信仰や先祖からの継承されている地など文化的場所がある場合、流れを把握し、インパクトが出ないように管理するものである。課題が生じていないのであれば、想定はしておきながらも対応策は取らないことができる。

## C7 文化遺産における旅行者のふるまい

特に配慮が必要とされる場所における旅行者のふるまいについて、地域住民の声を反映した行動規範がリストアップされ、旅行者に向けて周知されていること

達成度判定

E

## 【項目】

①	旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨していること（マナー啓発）	E
	<p>（評価） ●和琴ミンミンゼミ発生地の看板などがあるが、特段の注意を呼び掛けているものではない。 ●近代化遺産の展示も同様に、ポジティブな行動を呼びかける掲示や声かけなどは行われていない。 ●チャシ跡にも、それを示す看板等は設置されていない。</p>	
②	問題が生じている場合、対策を講じていること（マナー違反対策）	N/A
	<p>（評価） 特に問題は生じていないと考えられる。</p>	
③	ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修があること	E
	<p>（評価） ●該当する研修は行われていない。</p>	

## Next Step

- 看板や掲示に、推奨されるポジティブな行動について併記する。
- 旅行者へ向けて、ポジティブな行動を知らせる情報発信を行う。  
（パンフレットやホームページ、SNS等を使った発信）
- アウトドアガイドを対象とした「スキルアップ講習会」等で、旅行者へのマナー啓発を促進する研修講座等を行う。

## 【アドバイザーからのコメント】

責任ある旅行者になってもらうため、行動を規制するだけでなく、地域によってウエルカムな来訪者の行動例などを用いて分かりやすくする。また看板などを掲げる場合は自然や景観に配慮しているものを用いる。最近ではSNSのマナー啓発なども多い。

## C8 観光資源の解説

観光地において、解説を含む適切な情報が提供されていること

達成度判定

E

## 【項目】

## ① 解説は、地域のストーリーとして地域住民と協力して作成されていること A

(評価) ●屈斜路コタンアイヌ民族資料館では、地域に在住するアイヌの方が常駐し、必要に応じ解説を行っている。  
●解説を掲示している「川湯エコミュージアムセンター」では、川湯温泉、摩周湖、硫黄山などにまつわる地域のストーリーを地域住民とともに作成し、発信している。

## ② 解説文は、旅行者に適した言語で伝えられていること A

(評価) ●川湯エコミュージアムセンターの解説文は、多言語で発信されている。  
●地域観光資源の多言語解説整備支援事業を活用し、多言語での情報発信を強化した。[1]

(根拠) [1] 多言語解説整備支援事業（観光庁）

・令和元年度：

目次 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/content/001417186.pdf> ※P97-103

本文 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/content/001341447.pdf> ※P25-273

・平成30年度：<https://www.mlit.go.jp/common/001281953.pdf> ※P3

## ③ 解説内容を活用しているツアーガイドの研修があること E

(評価) ●現在のところ、解説内容を活用したツアーガイドの研修は行われていない。

## Next Step

- 地域のストーリーを学ぶガイド研修の実施（スキルアップ講習会など）

## 【アドバイザーからのコメント】

地域在住のガイド研修だけではなく、観光に訪れるバスガイド、通訳ガイドなども対象に適切な情報が提供されることを確固とするために、研修を実施することが望ましい。



## D1 自然遺産

自然遺産の保護に関する計画や規制等があること

達成度判定

A

## 【項目】

## ① 自然遺産のリストがあること

A

- (評価) ●弟子屈町の65%が阿寒摩周国立公園に位置している。  
●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 (R2改訂)  
P8~21「2.対象となる自然観光資源等」にて地域の自然資源をリストアップしている。
- ※JSTS-Dの考え方では「自然遺産とは世界自然遺産、国立公園等だけではなく、地域として守っていききたい自然をリストアップすること」とある。  
※弟子屈町観光振興計画において、自然資源は全体構想のリストを採用すると明記している。

## Next Step

- 記載事項の定期的な見直し

## 【アドバイザーからのコメント】

地域として守っていききたい自然もリスト化されるべきであるが、脆弱な環境にあるかどうかを確認の上、保護に関する計画や規制等を検討することが望ましい。

## D2 自然遺産における旅行者の管理

旅行者の行動を管理する体制があること

達成度判定

B

## 【項目】

①	旅行者の流れを把握していること  (評価) ●水のカムイ観光圏調査データにより、旅行者の交通手段を把握 ●摩周湖では駐車台数を把握 ※冬季を除く	B
②	観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握していること  (評価) 観光が要因となっている道路渋滞は発生していない。	N/A
③	観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握していること  (評価) 観光地に至る公共交通機関において混雑は生じていない。	N/A
④	地域における混雑に関する課題を調査により把握していること  (評価) 混雑に関する課題は生じていない。	N/A
⑤	課題が生じている場合、対応策を講じていること (混雑対策)  (評価)	N/A

## Next Step

## ●夏の繁忙時期の主要景勝地における混雑に関する調査の実施

## 【アドバイザーからのコメント】

ピーク時に局所的に混雑することもあり、またSNSで今まで観光資産でなかった景色の良い自然のある場所など柔軟に来訪者の行動範囲を知り、管理する体制が必要。

## D3 自然遺産における旅行者のふるまい

特に配慮が必要とされる場所における旅行者のふるまいについて、行動規範がリストアップされ、旅行者に向けて周知されていること

達成度判定

E

## 【項目】

## ① 旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨していること（マナー啓発）

B

（評価） ●環境省パンフレット「阿寒摩周国立公園」内で、旅行者に向けたルールの周知を行っている。[1]  
●川湯エコミュージアムセンターにおいて、フィールド探訪の心得を掲示している。  
●摩周屈斜路トレイルのホームページ内において、ハイカーが守るべきルールについて定めている。[2]

（根拠） [1] 環境省パンフレット「阿寒摩周国立公園」  
<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/akan1.pdf>  
[2] 摩周屈斜路トレイルホームページ（ハイカーが守るべき7つのルール）  
<https://mashukussharotrail.jp/rule/>

## ② 問題が生じている場合、対策を講じていること（マナー違反対策）

C

（評価） ●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想に基づくモニタリングにより、フィールドの状態は把握されている。（「エコツーリズム推進全体構想」P.34-36）  
●源流域ネットワークでは川の、てしかがトレイルクラブではトレイルの、ゴミ拾いをそれぞれ行っている。  
●マナー違反があった場合の対策までは講じられていない。

## ③ ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修があること

E

（評価） ●現在のところ該当する研修はない

## Next Step

- 「責任ある旅行者のために」のような、旅行者に対する冊子の発行
- 公式HP「弟子屈なび」等でのルールに関する周知
- モニタリングの着実な時刻と、報告体系及び記録先の見直し
- ガイドスキルアップ講習会などで、マナー啓発促進についての講座を開催

## 【アドバイザーからのコメント】

地域在住のガイドを対象としたスキルアップ研修は有効だが、観光に訪れるバスガイド、通訳ガイドなども対象に適切な情報が提供され、自然に配慮した行動をとることを確固とするために、研修を実施することが望ましい。

## D4 生態系の維持

生息・生育地、野生生物、生態系を保護し、外来種の侵入を防ぐための体制を整えていること

達成度判定

A

## 【項目】

## ① 脆弱で絶滅が危惧される野生生物やその生息・営巣地・生育地の一覧が作成されていること

A

(評価) ●絶滅が危惧される野生生物については、北海道レッドリストに掲載されている。[1]  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/rdb/listkentou.html>  
 ●弟子屈町内に生息する野生生物については、てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想に掲載されている。

(根拠) [1] 北海道レッドリスト  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/rdb/listkentou.html>

## ② 環境への影響の調査を行い、生態系、野生生物を保護する取組があること

A

(評価) ●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想によって定められた定期モニタリングを実施している  
 ●摩周屈斜路パークボランティアによる活動の実施 [2]

(根拠) [2] 摩周屈斜路パークボランティア募集要綱  
[http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/to\\_2021/post\\_174.html](http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/to_2021/post_174.html)

## ③ 外来種に関するリストを作成し、侵入を防ぐための体制があること

A

(評価) ●北海道ブルーリストによって、外来種が指定されている。[3]  
 ●環境省 特定外来生物防除推進普及啓発DVD「特定外来生物の分布拡大防止に向けて」～北海道の現状と防除の取り組み（道東編）について [4]  
 ●川湯エコミュージアムセンターはホームページで外来種関連情報を紹介している。[5]  
 ●外来種の駆除活動の実施（詳細は根拠欄参照）[6]

(根拠) [3] 北海道ブルーリスト  
<http://bluelist.pref.hokkaido.lg.jp/uploadfiles/hokkaido-bluelist2010.pdf>  
 [4] 環境省 特定外来生物防除推進普及啓発DVD  
[http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/wildlife/mat/m\\_1\\_2.html](http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/wildlife/mat/m_1_2.html)  
 [5] 川湯エコミュージアムセンターホームページ  
<https://www.kawayu-eco-museum.com/nonnativespecies/>  
 [6] 外来種の駆除活動の実施  
 ・ジュニアパークレンジャー（児童・生徒による外来種駆除活動）  
[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/36-37\\_41287482.pdf](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/36-37_41287482.pdf)  
 ・てしかがトレイルクラブによる外来種駆除活動（イベント実施含む）  
<https://mashukussharotrail.jp/ttclub/#research>  
 ・弟子屈町役場職員による外来種駆除活動（実施報告等は公開されていない）

## Next Step

- 外来種駆除活動に旅行者が関わるための取り組みを実施
- エコツーリズム推進全体構想の中に、町内に生息する絶滅危惧種のリストを掲載する

### 【アドバイザーからのコメント】

リスト化されたものは確認できるが、来訪者向けに持ち込ませない、拡げない行動に対する管理をすることが望ましい。

**D5 野生生物の保護**

野生生物の保護、採取、捕獲、展示、販売を管理する基準や規則があること

達成度判定

A

**【項目】****① 野生生物の保護等に関して観察、餌付け等に関する規則があること**

A

(評価) ●てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 P22「自然環境の保護に関するルール」により、野生生物との関わり方、観察時に配慮すべきことなどが定められている。

**Next Step**

- 定められたルールの積極的な周知  
(旅行者へ向けたパンフレットやホームページでの告知など)

**【アドバイザーからのコメント】**

おおよその準拠が確認できたが、給餌・餌付けというキーワードでは、確認できなかった。

## D6 動物福祉

認可され適切に配置された人員による正規の事業活動以外、野生種は入手、飼育、捕獲されず、全ての野生動物及び家畜の飼育と扱いは、動物福祉に対応していること

達成度判定

B

## 【項目】

## ① 観光事業者とガイドに対して、法律、規制及びガイドラインを周知していること

B

- (評価) ● 「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」が制定されている。[1]  
 ● 「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想」では、弟子屈町に生息する動植物及びそれらの生息地について、悪影響を与えないよう配慮することを求めている。  
 ※P8-16  
 ● 全体構想は観光事業者とガイドに対して周知しているが、条例についての周知は確認されなかった。

(根拠) [1] 北海道動物の愛護及び管理に関する条例  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/aigo/jyoureigaiyou.html>

## Next Step

- 観光事業者及び旅行者に対し、野生生物との関わりについての周知を行う

## 【アドバイザーからのコメント】

野生生物、また家畜などが観光の一部となっていると想定されるため、動物福祉の観点から愛護と適切な管理をする必要がある。警察の情報では鹿の事故も件数が掲載されている。ケガをしている動物の治療や保護にも対象を拡大し、対応していることが望ましい。

## D7 省エネルギー

観光地域におけるエネルギー消費量の削減と効率性の改善及び再生可能エネルギーの使用について目標値を定めていること

達成度判定

E

## 【項目】

① エネルギー消費量を定期的にモニタリングし、削減するための取組があること

E

(評価) ●エネルギー消費量のモニタリングは行われていない。

② 化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギーの使用を促進する政策や取組があること

A

(評価) ●弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編 案）  
P35 「事業者の役割」  
・「太陽光発電、地熱・温泉熱、木質バイオマスなどの導入を検討します。」  
・他、省エネルギー設備の導入を奨励している  
P34 「町民の役割」  
・家庭用太陽光発電装置の導入や、温泉熱、木質バイオマスの利用を検討し、省エネ家電等への買い替えを奨励している  
●弟子屈町観光振興計画 P37 D>AP5 「脱炭素に向けた取り組み」

## Next Step

- エネルギー消費量のモニタリングと公表
- 主要な公共施設における省エネ診断の実施  
(専門家派遣による診断は無料で受けられる)

## 【アドバイザーからのコメント】

ソーラーパネルや風力など再生エネルギーに資する場合、景観や住民を含んだ生物への影響を加味した検討をし、事業者や来訪者にも省エネを促す研修や周知を行っていること。省エネは経済的にも効果があることをアピールするなど、インセンティブを分かりやすくすること。また温暖化に直接関係し、住民にリスクがあることなど脅威も共有することが望ましい。



## D8 水資源の管理

水資源の使用量の測定、監視、削減を行う、事業者向けの取組があること

達成度判定

E

## 【項目】

## ① 事業者が節水に努めていること

E

(評価) ●漏水などにより水が無駄になることがないよう、提供元で管理されている。  
●事業者の水の使用量は水道メーターの検針により把握しているが、節水への呼びかけ等  
は行われていない。

## Next Step

- 居住者の1人当たりの水使用量に対する、観光客1人当たりの水使用量を調査する

## 【アドバイザーからのコメント】

マイボトル持参は旅行者だけでなく、住民に対してもその割合を高めるために努力することが望ましい。

## D9 水質

飲用、レクリエーションに利用する水の質は、（条例、基準などに沿って）継続的にモニタリングされていること

達成度判定

C

## 【項目】

## ① 水質に問題があれば、早急に対応策を講じる体制があること

A

（評価） ●弟子屈町で供給される水道水については「弟子屈町水道水質検査計画」に基づき、定期的にモニタリングを行っている。[1]

同計画により、水質に問題があれば、早急に対応できる体制がとられている。

●美留和ゴミ処理場の周辺においては、廃棄物の埋め立て処分に伴う地下水の汚染がないか、周辺の地下水の水質検査を定期的に行い、結果については町ホームページにおいて公開している。[2]

（根拠） [1] 令和3年度 弟子屈町水道水質検査計画

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/10/USB-6567.pdf>

[2] 令和3年度 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/10/USB-6567.pdf>

※P4 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

## ② 使い捨てペットボトルの飲用水の利用から転換を促す、地域における飲料水の水質に関する旅行者向けの情報があること

C

（評価） ●現在のところ該当する情報提供は行われていない。

## Next Step

- 旅行者に向けて、マイボトル持参を促す情報の提供を行う（併せて、ウォーターサーバーの設置箇所を増やす）

## 【アドバイザーからのコメント】

プラスチックの使用削減のためにウォーターサーバーを使っている内容となっているが、これはペットボトルの採水、移動、保管、リサイクルなどのライフサイクルにおいて地球温暖化を深刻化させているだけでなく、プラスチックごみの環境問題やサーマルリサイクルという名で燃焼されている課題等について理解した上で削減をお願いすることが望ましい。また、ウォーターサーバーが電源が必要であったり、カートリッジ交換などが必要なものであると、本末転倒になってしまう可能性もある。既存の商店や観光事業者に協力を乞うことがまずのステップと思われる。



情報提供の一例 ▲  
（町内の給水ポイントマップ）

## D10 排水

浄化槽や排水処理に関して、定期的にモニタリングしていること

達成度判定

C

## 【項目】

## ① 浄化槽等の立地、維持管理、検査について、規則や条例、ガイドラインがあること

A

- (評価) ●生活排水の処理については「弟子屈町生活排水処理基本計画」において定められている。  
P10～13 町内においては、下水道事業計画区域（下水道が敷設された地域）は下水道接続を、それ以外の区域において浄化槽設置を推奨している。  
●浄化槽設置に関しては「浄化槽法」に則って設置、管理を行っている。

## ② 効果的に処理・再利用する観光事業者を支援する取組があること

A

- (評価) ●合併処理浄化槽設置整備事業（浄化槽設置に対する補助制度）があり、下水道の敷設されていない地域にある事業者及び住宅を対象に、浄化槽の設置を促進している。[1]

(根拠) [1] 合併処理浄化槽設置整備事業

[https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/suidoka/1\\_1/559.html](https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/suidoka/1_1/559.html)

## ③ 排水による地域住民と環境への悪影響を最小にする取組があること

C

- (評価) ●市街地においては下水道処理を実施している。  
●環境への影響を最小限にするため、砂湯に設置している公衆トイレでは高度処理技術を採用している。（フジクリーン）

## Next Step

- 弟子屈町観光振興計画 アクションプラン D-7 「水質向上のための取り組み」に記載の各アクションの着実な実行

## 【アドバイザーからのコメント】

古い民家など単独浄化槽利用の状況を把握し、合併浄化槽への一層の転換を促す。  
また、雨水や再生水の利用などを支援する取組があること。

## D11 廃棄物

廃棄物処理状況をモニタリングしていること

達成度判定

D

## 【項目】

## ① 廃棄物削減や再利用、リサイクルに関する観光事業者向けの取組があること D

(評価) ●「自然の番人宣言」を行い、町内各事業所に宣言を呼びかけ、ゴミを減らす運動を行っている。[1]

●再利用やリサイクルに関する、観光事業者向けの取組は行われていない。

(根拠) [1] 自然の番人宣言

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/2/885.html>

## ② 再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全が確保されていること A

(評価) ●弟子屈町一般廃棄物処理基本計画において、廃棄物の最終処分について定められている。  
●埋め立て処分を行う美留和处理場では、周辺環境に関する調査を定期的実施し、調査結果は弟子屈町HPにおいて公開されている。[2]

(根拠) [2] 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/1/504.html>

## Next Step

- 観光振興計アクションプランD-6「廃棄物やプラスチックの使用を削減する」に基づく各アクションプランの着実な実行
  - ・旅行者のゴミを回収するシステムの構築
  - ・フードロス削減への取り組み

## 【アドバイザーからのコメント】

ここでの焦点は事業者が取り組むことであり、今後は取組んでいる事業者数や排出量などを調査、公表することが求められる。現在において具体的な取組事例は認められない。

## D12 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和

事業者が、温室効果ガスの排出量をモニタリングし、排出量を削減する取組があること

達成度判定

A

## 【項目】

## ① 温室効果ガスの排出量をモニタリングし削減する取組があること

A

(評価) ●弟子屈町温暖化対策実行計画

- ・弟子屈町の部門別二酸化炭素排出量の排出状況（区域施策編 P25）
- ・温室効果ガスの排出量を削減するための取組を定めている。

●弟子屈町環境基本条例により、環境負荷への軽減が求められている。[1]

(根拠) [1] 弟子屈町環境基本条例

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/6/2009-0330-1111.pdf>

## Next Step

## ● 温暖化対策実行計画で定められた取り組みの着実な実行

## 【アドバイザーからのコメント】

北海道は全国平均でも冬季の暖房など化石燃料の使用が多い他、室温の設定温度なども高いと一般的に言われている。計画や予定は比較的簡単に設定できる反面、実行に移すこと、またそのプロセスでの学びが重要である。人口減少に反して使用量が増加、またインバウンドが戻るとさらに増加することを考えると根本的に電源構成を見直す必要に直面していると思われる。また、最終的にはオフセットされるというところまで、アクション項目に入れることが望ましい。

## D13 環境負荷の小さい交通

域内における環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがあること

達成度判定

B

## 【項目】

## ① 地域内での徒歩や自転車での移動の奨励と安全確保を行っていること B

- (評価) ●国立公園満喫プロジェクトにおいては、「トレイルネットワーク構想」に基づき、ひがし北海道の3空港（女満別・釧路・中標津）を結ぶロングトレイルの整備を進めている。
- 観光振興計画においては、JR釧網線の利活用を促進している。
- 観光振興計画においては、環境負荷の少ない交通の整備を目的に、下記の取り組み方針を策定している。
- ・チョコモやレンタサイクルなど環境負荷の少ない新モビリティの普及啓発
  - ・ロングトレイルの整備
- 域内での移動に使用するチョコモ（電気で走る超小型自動車）の供用を開始
- サイクリング促進のため、サイクルスタンドを町内全ての施設及び店舗、宿泊施設に整備している。
- トレイルの整備は、弟子屈町よりNPO法人でしかがトレイルクラブに委託し実施することで、安全の確保を実現している。

## ② モビリティの活用に関して、低炭素自動車の導入等により環境に配慮していること A

- (評価) ●弟子屈町役場では公用車に電気自動車を導入している。
- 電気自動車及び燃料電池車での移動を推奨するため、町内の主要景勝地である「摩周湖第一展望台」及び「硫黄山」の駐車料金を当該自動車に限り無料としている。
- 観光振興計画においては、環境負荷の少ない交通の整備を目的に、下記の取り組み方針を策定している。
- ・チョコモやレンタサイクルなど環境負荷の少ない新モビリティの普及啓発
  - ・硫黄山や摩周湖でのマイカー規制実験の実施
  - ・電気自動車の充電場所の充実（現在は1箇所）
- 弟子屈町温暖化対策実行計画においては、国の方針に則り、下記の施策を掲げている。
- ・低燃費車の導入の推進（P32）
  - ・燃費基準達成車への買い替えの推進（P33）
- 「摩周・屈斜路 周遊バスきっぷ」水質や緑を守るため、CO2を削減することを目的に継続している事業。収益の一部はカーボンオフセットマネーとして、緑化推進事業（植樹活動等）に活用している。
- 域内での移動に使用するチョコモ（電気で走る超小型自動車）の供用を開始
- 電気自動車及び燃料電池車での移動を推奨するため、町内の主要景勝地である「摩周湖第一展望台」及び「硫黄山」の駐車料金を当該自動車に限り無料としている。

## Next Step

- サイクリング利用者に配慮した道路補修要請の実施（安全の確保）
- レンタサイクルまたはシェアサイクルの積極的な導入

### 【アドバイザーからのコメント】

北海道電力に契約をしている場合、CO<sub>2</sub>排出係数（調整後排出係数） 0.549 kg-CO<sub>2</sub>/kWhと化石燃料での発電に依存していることから、災害時の電源確保と環境保全の両面で、再生可能エネルギーを導入する必要性は大きい。よって使用の削減や小規模の太陽光など事業者や住宅への導入を促すことが望ましい。公用車のハイブリッド車やEV車なども電池を充電するのは化石燃料を燃やして電化されたものであり、間接的にCO<sub>2</sub>を排出している。結果的には徒歩や充電式でない自転車の利用の方が地球環境には優しいことを理解する必要がある。

## D14 光害

光害を最小限に抑える取組及び事業者向けのガイドライン及び支援プログラムがあること

達成度判定

N/A

## 【項目】

① 光害が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること

N/A

(評価) ●町内において光害は発生していないと考えられる。

## Next Step

- 夜空の暗さの測定と、測定値の公表

## 【アドバイザーからのコメント】

光害調査はとても有効である。R3年に環境省「光害対策ガイドライン」(令和3年3月改訂版)が公表されている。<https://www.env.go.jp/press/109341.html>



## D15 騒音

騒音を最小限に抑える取組並びに事業者向けのガイドライン及び支援プログラムがあること

達成度判定

N/A

## 【項目】

①	騒音問題が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること	N/A
---	-----------------------------------	-----

(評価) ●町内において騒音問題は発生していないと考えられる。

## Next Step

- 弟子屈町内の主要観光地をモニタリングスポットに制定し、混雑する時期に騒音測定を実施（道の駅、川湯温泉市街地等を想定）

## 【アドバイザーからのコメント】

ツアーガイドが拡声器などを使っている、夜行便で到着の観光客がスーツケースの音を住宅街でたてるなども騒音の対象範囲となりうる。